

都筑区医師会居宅支援センター 運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人横浜市都筑区医師会（以下「運営法人」という）が開設する都筑区医師会居宅支援センター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況に合わせ、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行う。
- 2 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行う。
- 4 居宅介護支援にあたっては、必要に応じて市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業、介護保険施設、医療サービス等と連携をとる。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称：都筑区医師会居宅支援センター
- 2 所在地：横浜市都筑区牛久保西 1-23-4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 2 介護支援専門員 5名（常勤専従5名）
介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営 業 日：月曜日から土曜日までとし、祝日は営業しない。
但し、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- 2 営業時間：午前9時から午後5時15分までとする。
- 3 前項（1、2）のほか、電話等による連絡は24時間可能とする。

（指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、居宅サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- 1 指定居宅介護支援事業の提供方法と内容
1) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成の相談については、当該施設窓口及び電話での受付とし、要介護度及び生活環境等を勘案するとともに、利用者の意思を尊重の上、居宅サービス計画を作成する。計画の作成にあたっては、利用者宅を訪問し（若しくは事業所の相談室において）、状況調査を行い、利用者の希望も勘案した上で「基準解釈通知」の趣旨に基づいた独自方

式等をもって課題の分析を行うものとする。

2) サービス事業者やその他のサービス提供機関等との連絡・調整

居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス担当者会議を利用者宅または当該施設の会議室等、開催するに適している場所において行うものとする。サービス提供開始後は少なくとも月1回以上、及び利用者から依頼があった場合など随時に利用者宅を訪問してモニタリングを行い記録する。そのモニタリングを基に訪問や電話等により利用者及びサービス事業者との連絡を継続的に行い、利用者に対する課題及び居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整を行うものとする。尚、サービス担当者会議は介護認定更新時、及び居宅サービス計画変更時等、保険者が定める期間に於いても上記の場所にて開催する。

3) 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介等の便宜を提供する。

2 利用料金等

- 1) 通常の事業実施地域において居宅介護支援事業を行うにあたり、利用者の負担金は無い。
- 2) 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援事業に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合の実費を徴収する。
- 3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 横浜市都筑区全域、

青葉区（美しが丘、あざみ野、あざみ野南、荏田北、荏田西、市が尾町、荏田町、新石川、元石川町）

港北区（高田町、下田町、新吉田町、新羽町）

川崎市宮前区（土橋、宮前平、野川、有馬、東有馬、馬絹、小台）

（緊急時等における対応方法）

第8条 介護支援専門員は居宅介護支援の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置をこそうずるとともに、管理者に報告する。

（相談・苦情対応）

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 1 事業部における虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知・徹底する
- 2 事業部において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する
- 3 上記に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く

（その他）

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修は、採用後6か月以内に該当者の経験を考慮して適宜行う。
- 2 採用後、以下の研修会への継続的参加を推奨し便宜をはかる。
 - ・法人内の定期研修は年4回以上
 - ・当区内の介護支援専門員に特化した研修会は年2回以上

- ・当区内の拠点事業で開催される研修会、事例検討会は、年2回以上
 - ・その他、業務の質的向上や自己研鑽に値すると管理者が認めた研修は随時
- 3 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - 4 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所との雇用契約の内容とする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、適宜、一般社団法人横浜市都筑区医師会会長と担当理事及び事業所管理者で協議の上定めるものとする。
 - 6 この事業の実施にあたっては、地域の医療、保健・福祉サービス、関係市町村、地域包括支援センターとの密接な連携に努める。

附則 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附則 平成12年 9月1日一部改正

附則 平成15年 6月1日一部改正

附則 平成16年 6月1日一部改正

附則 平成18年 4月1日一部改正

附則 平成19年 4月1日一部改正

附則 平成19年10月1日一部改正

附則 平成20年 2月20日一部改正

附則 平成20年11月1日一部改正

附則 平成21年 4月1日一部改正

附則 平成24年10月1日一部改正

附則 平成25年 1月15日一部改正

附則 平成25年 4月1日一部改正

附則 平成25年 5月1日一部改正

附則 平成25年 9月1日一部改正

附則 この規程は更新により平成26年4月1日から施行する。

附則 平成27年 6月1日一部改正

附則 令和3年 2月1日一部改正

附則 令和3年 7月5日一部改正

附則 令和6年 1月1日一部改正

附則 令和6年 9月1日一部改正

附則 令和7年 1月1日一部改正

附則 令和7年 7月10日一部改正